

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部改正により、クロスボウの所持の禁止等が規定されたことから、クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等に従事した場合に特殊勤務手当を支給するほか、逸走家畜取扱作業に従事した場合および放置違反金等徴収作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 銃器犯罪捜査従事作業の名称を銃器等犯罪捜査従事作業に改め、当該作業にクロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業等を加えることとします。（第4条および第6条関係）
- (2) 本県警察職員に係る特殊勤務手当の支給の対象となる作業に逸走家畜取扱作業および放置違反金等徴収作業を加え、それらの額を定めることとします。（第4条および第6条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行し、(1)については、令和4年3月15日から適用することとします。

議第 号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第16号を次のように改める。

(16) 銃器等犯罪捜査従事作業

第4条に次の2号を加える。

(19) 逸走家畜取扱作業

(20) 放置違反金等徴収作業

第6条第15項第1号中「銃器と」を「クロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）もしくは銃器等と」に改め、同項第2号、第4号および第5号中「銃器」を「銃器等」に改め、同条中第18項を第20項とし、第17項の次に次の2項を加える。

18 第4条第19号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

19 第4条第20号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき550円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第16号および第6条第15項の規定は、令和4年3月15日から適用する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 銃器犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～14 省略</p> <p>15 第4条第16号に掲げる作業の手当の額は、作業の種類に応じて、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 銃器もしくは銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業またはこれに相当する作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 従事した日1日につき1,640円</p> <p>(2) 銃器を所持する犯人の逮捕作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(3) 第1号の作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(4) 第2号の作業のうち銃器を使用した犯人の逮捕作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき820円</p> <p>(5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近において行われる張付け警戒作業に従事したとき 従事した日1日につ</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(作業の種類)</p> <p>第4条 前条の作業は、次の各号に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 銃器等犯罪捜査従事作業</u></p> <p>(17)・(18) 省略</p> <p><u>(19) 逸走家畜取扱作業</u></p> <p><u>(20) 放置違反金等徴収作業</u></p> <p>第5条 省略</p> <p>(手当の額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～14 省略</p> <p>15 第4条第16号に掲げる作業の手当の額は、作業の種類に応じて、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 銃器もしくはクロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）もしくは銃器等と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕作業またはこれに相当する作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したとき 従事した日1日につき1,640円</p> <p>(2) 銃器等を所持する犯人の逮捕作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(3) 第1号の作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき1,100円</p> <p>(4) 第2号の作業のうち銃器等を使用した犯人の逮捕作業に付随して行われる固定配置作業に従事したとき 従事した日1日につき820円</p> <p>(5) 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近において行われる張付け警戒作業に従事したとき 従事した日1日に</p>

き 820 円

(6) 省略

16・17 省略

(新設)

(新設)

18 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号まで、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したときは、勤務1回につき1,240円を支給する。

第7条～第10条 省略

付則 省略

つき 820 円

(6) 省略

16・17 省略

18 第4条第19号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とする。

19 第4条第20号に掲げる作業の手当の額は、作業に従事した日1日につき550円とする。

20 職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、第4条第1号から第5号まで、第9号から第14号までおよび第16号に掲げる作業に従事したときは、勤務1回につき1,240円を支給する。

第7条～第10条 省略

付則 省略